

福岡県内の介護施設等の事業者のみなさまへ

福岡県介護事業所等に対する サービス継続支援事業費 補助金のご案内

(期限延長及び再周知について)

物価上昇の影響がある中でも、**介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続**できるよう、**将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助**を実施します。

対象事業所・施設

福岡県内に所在し、次のいずれかに該当する介護事業所等です。

■ 介護事業所等

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、
通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、
特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）、福祉用具貸与事業所、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、
認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）、
看護小規模多機能型居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、短期入所生活介護事業所

■ 介護施設等

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、
軽費老人ホーム

※申請時点で休止中の事業者等は対象外です。

※令和7年9月から申請時までには介護報酬の請求実績がない施設は対象外です（養護・軽費は除く）。

対象期間・上限額

令和8年熊本地震の影響を鑑み、期間を延長しました。

10月31日(土)

対象期間

令和8年**3月13日(金)**～令和8年**8月31日(月)**までに購入した費用が対象
※詳しくは裏面のQ2をご確認ください。

支援額

介護事業所等

1事業者あたり上限額 20万円

※ただし、訪問介護事業所は訪問回数、提供形態に応じて最大上限額 **50万円**
通所介護事業所は利用者数に応じて最大上限額 **40万円**

介護施設等

定員1名あたり6千円

※設備等の設置工事費用は対象外です。
※消費税及び地方消費税相当額は含みません。
※単品で取得価格が30万円未満のものに限ります。
※詳細は交付要綱の別表でご確認ください。

申請期間

令和8年熊本地震の影響を鑑み、期間を延長しました。

~~令和8年9月30日(水)まで~~

▶ **令和8年11月30日(月)まで**

申請方法

原則オンラインでの申請をお願いしております。詳しくはこちらをご確認ください。



申請フォーム URL <https://x.gd/tvhsM>



※オンラインでの提出が困難な場合にのみ、例外的に郵送での提出も可能です。

※複数の事業所等を運営する法人につきましては、取りまとめて法人単位での申請にご協力ください。

よくある質問

Q1 どのようなものが補助対象になるのか教えてほしい。

A1 介護事業所等が介護サービスを円滑に継続するために必要な費用及び災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用が補助の対象となります。
本補助金の要綱第4条第1項に記載している経費はあくまで対象経費の例として示したものです。同条第1項第1号及び第2号の趣旨目的に反していなければ、対象経費として認められます。ただし、研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象外になります。

Q2 補助対象となる経費はいつ支出したものか。

A2 本補助金の要綱制定日である令和8年3月13日以降に発注し、令和8年8月31日までに納品されたものに限りです。

10月31日

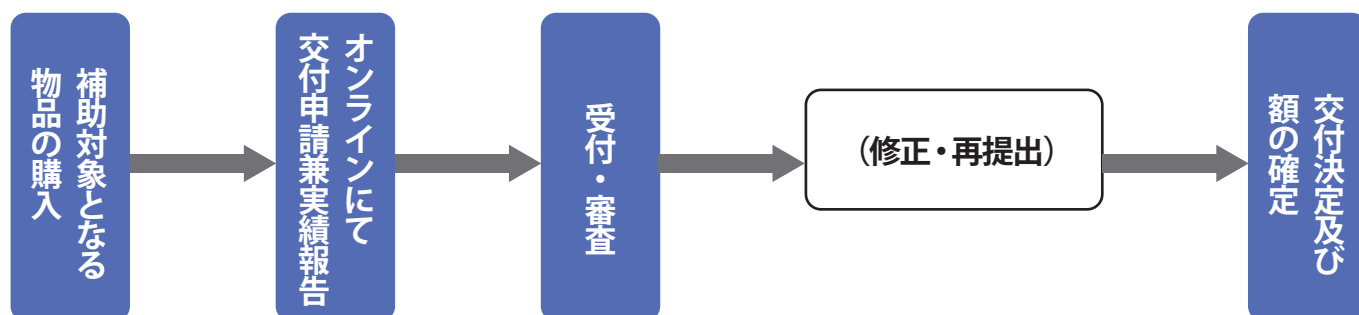
Q3 複数回に分けて申請することは可能か。

A3 1事業所につき、申請は1度きりです。

Q4 領収書の提出は必要か。

A4 領収書等の支出を証明する資料の提出は不要です。
ただし、県からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、5年間保管をお願いします。

支援金交付の申請手順



補助金に関する
お問い合わせ先

福岡県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金事務局



050-1752-8391

受付時間

平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

住所：〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 1-14-4 天神平和ビル8F